

京都市消防職員事務引継規程

平成 2 年 1 0 月 1 日
京都市消防局訓令乙第 9 号
各 部
消防団・自主防災推進室
消 防 学 校
各 消 防 署

京都市消防職員事務引継規程を次のように定める。

京都市消防職員事務引継規程

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、別に定めがあるものを除くほか、職員の仕事引継に関し、必要な事項を定めるものとする。

(仕事引継仕事の義務)

第 2 条 職員は、退職、転任その他の異動又は職制の改正により、その所掌し、又は担当する仕事に変更があったときは、当該変更の日から 5 日以内に、当該仕事の引継ぎを行わなければならない。

(仕事引継の代理)

第 3 条 職員が、病気、死亡その他の理由により仕事引継を行うことができないときは、規則又は規程の定めにより当該職員の職務を代理することとされている者又は上司が指名する者が、当該職員に代わって、仕事引継を行うものとする。

(仕事引継の方法)

第 4 条 次に掲げる職員の仕事引継は、仕事の概要及び処理方法その他当該仕事の遂行上留意すべき事項を記載した文書を作成して行うものとする。この場合において、必要があるときは、仕事処理上参考とすべき資料を添えるものとする。

- (1) 次長
- (2) 部長
- (3) 消防団・自主防災推進室長
- (4) 消防学校長
- (5) 消防署長

2 前項に規定する職員以外の職員の仕事引継については、同項の例によるほか、口頭その他簡易な方法により行うことができる。

(仕事引継の完了の報告)

第 5 条 前条第 1 項に各号に掲げる職員が、仕事引継を完了したときは、仕事引継書(別記様式)を調製し、同項の規定により作成した文書を添えて、当該仕事引継の完了の日から 5 日以内に、総務部総務課長を経由して、局長に提出しなければならない。

(補則)

第6条 この訓令に定めるもののほか、職員の事務引継に関し必要な事項は、総務部長が別に定めるものとする。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成7年3月31日京都市消防局訓令乙第14号)

この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年3月31日京都市消防局訓令乙第16号)

この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月31日京都市消防局訓令乙第9号)

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月31日京都市消防局訓令乙第10号)

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日京都市消防局訓令乙第3号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日京都市消防局訓令乙第4号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日京都市消防局訓令乙第17号)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月31日京都市消防局訓令乙第5号)

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月31日京都市消防局訓令乙第10号)

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年6月20日京都市消防局訓令乙第1号)

この訓令は、令和4年7月1日から施行する。

別記様式（第5条関係）

事 務 引 継 書

年 月 日

（宛先）消防局長

前任者補職名 氏 名

後任者補職名 氏 名

年 月 日付け に伴う事務引継を，別紙のとおり完了しました。

※ A4サイズとする。